包している問題性を指摘したい。

朝鮮

人強制

連行

B

一本政府は一九三九年労務動員計画を策定し、

その一

朝 鮮人・ 中国 人強制連行と現代

歴史認識の方法によせて――

九六〕)、ここでは戦時期におこなわれた朝鮮人・中国 論にたいしては原朗氏の鋭い批判があるが 体制」としてとらえる議論が、それである。 あ 源流」とか、 る 現代日本経済の原型は戦時期に作られたという議論が 戦 時期の日本経済を、 現代日本経済へつらなる「一九四〇年代 現代日本経済システム (原朗 この種 二九 の議 の 人

強制連行の事実を少し詳しく紹介し、 ح の種の議論が内

お

两 成 田

豊

総督府から保安課長、社会課長などが上京し、厚生省に 記す)を決定した。これを受けて厚生省職業部は拓務省 最終的に決定するとともに、 をあらためて決定した。朝鮮人労働者の「移入」方針が 環として石炭、鉱山、 を通じ朝鮮総督府との折衝を開始した。 人労働者の「移入」(強制連行のこと、 いて各関係官と会合を開き、 土建などの重要産業部門への朝鮮 同年七月、 朝鮮人労働者の「移入」 厚生次官、 同年六月、 以下「移入」と 内務 朝鮮

警察部長宛にこれを発出した。こうして、ここにいわゆ 方 を制定し、 朝鮮人労務者内地移住ニ関スル件」 朝鮮総督府は「朝鮮人労務者募集並渡航取扱要綱 同年九月朝鮮の道 (日本の県に当る) が発出された。 知事、

次官の連名をもって地方長官

(現在の道府県知事)宛に

397

の

であった。

た朝 連行とは、 になるが、それは国家の介在性をいっそう深化させたも 官斡旋」 鮮人の強制 という新たな「移入」 労働市場 的 「移入」をさす。 の権力的 組 織化による国家が 政策が採用されるよう 九四二年以 介在し 降は

る朝

鮮人強制連行が始まったのである。

ここでいう強制

増え、 「移入」された朝鮮人の数は七二万五千人にのぼった。 「移入」された朝鮮人の数は、 四五年度は激減するもの っ の 一九三九年度以 B 本の 敗戦 ま 降 でに 年 ż

「移入」 千人 (一五%)、 比 その他」二〇万六千人(二八%)、土木建築業一〇万九 よんだ。「工場その他」 ももっとも大量に投入された産業は、 九三九年~ 元は多い 九三九~四二年度は 土木建築業、 朝鮮 順に、 人が ģ 石炭産業三四万三千人 .五年度の産業別「移入」総数とその構成 金属鉱業六万七千人(九%) :投入された産業は、 「工場その他」であるが、 「移入」総数の六○~六五%に の圧倒的多数は鉄綱業であっ 石炭産業、 石炭産業であ (四七%)、「工場 何といって であった。 金属鉱 ń た お

> 労働者総数に占める日本人の炭鉱労働 貫して増大している ○%にまで落ち込んでいる。 三九年の 九六・ 五%から年々減少し、 のは朝鮮 人炭鉱労働者 これにたいし、 出者の比 几 五年には であり、 構成 率 は 比 六 四 四 が 九

% 戦争末期には、 四二年一五・〇% 年に一挙に一〇%台にのったあと、 四五年三一・三%と年々その比率が 炭鉱労働者のうちほぼ三人に一人が 四三年二九・〇%、 四 増大してい 四 年一三・二% 四 年三三・〇 移

朝鮮人であった。

採炭夫の比率をみるといっそう明瞭で、 四%にすぎない。 は五一・六%であるのにたい は五九・八%と極端 は「移入」朝鮮人は九二・三%ともっとも高く、 また朝鮮 人鉱夫の職種別構成をみると、 以上のようにみると、「移入」 に低い。 Ļ この点は坑内夫の 日本人は 「移入」 坑内 わずか 夫 な 朝鮮 朝鮮 日本人 一八 か の比 でも 人

な宥和型労務管理 されたと言ってよいであろう。 移入 朝鮮 人の労務管理は (もちろん抑圧的契機を含んだそ な労務管理は軍事的抑圧 Η 鉱 Ш ج S

鉱

山

の

よう

れ

鉱夫は、

地下労働

のとりわけ苛酷

な職種に集中的

についてやや立ち入った分析をおこなうと、

全国の炭鉱

b

部分的に存在したが、

支配的

っとも多くの「移入」朝鮮人が投入された石炭産業

)点呼、

興

亜奉公日」と公休日

1

お

け

る

「奉仕作

業

こうした訓

|練に馴じまないと判断された者に対しては、

まさに

形ョリ入ル」軍

練

が中心であっ

た

K 鉱 型で という冊子が 屲 ぁ |を説いた『半島労務員統理綱要』 であっ た。 /ある。 それをも K 以下、 鉱山には、 0 とも典型的 それにより軍 軍事的抑圧型 に示 (一九四 事的 うしてい 抑圧型労務 の労務管理 年 る の 一月 が

管理

の

構造をみることにしたい。

K

鉱

山

E

ナ

であっ

たからである。

入浴 事 の 以テ日本人タルノ確信ヲ保持」(傍点西成田)させるこ 用 とにあった。 お 臣 ・の躾 朗 旗 こなわれたが、 民 時 掲 レヨリ・ 読 ノー の I 揚 生活様式習慣ヲシテ短期間 躾 食前食後の感謝合掌、 整へテ漸次精神ニ及ホス軍 員タラシム」ことを目的とした「教育訓 山 神神 君 おいては、「移入」朝鮮 したがって日常の教育訓練は、 おける躾など)、 が代奉唱、 出 社遥拝など)、 時 その「教育訓練」の基本方針は、 め | 躾=服装など、 宮城遥拝、 整理 体操、 食堂居室出入の躾 ノ中ニ 整 「皇国臣民 人を「立派 隊式ノ訓練方法 徒手訓 起床就寝時 頓 内 清掃 地化 朝礼 練 作 ノ誓詞」 しセシ 躾は の躾 Ĭ 練 بار (修礼、 礼 ゴヲ採 皇 ᆺ 「 先**、** 食 夜 が 11 国

ル

官ニ依頼 特別 特別指導」 もに警察官に依頼したのは、 |挙ケルヘク努力スル| 西 [成田) 指 導 ス が が 裹面 ヲ あまりにも 施さ 原 = 萴 トシ、 n アリテ適宜 た が、 ものとされた。 苛酷 統理者 ح で暴力的 の それなりの ノ処置ヲ講 (K鉱 指 「特別 山 抑圧 理 は の 労務管 由 指導」 矯正 主 が なも あ = 理者 警 を の 実 察

ヲ

お

たんなる脅しではなく積極的 アル」とわざわざ注記されていることから分かるように 威圧ノ為ニ右 めであった。 坐ラス方法ト併行セ あり、「欠食」は、「一、二食ノ欠食ハ効果大 朝鮮人—西成田) 行することとされた。「坐ラス事」 ノ効ヲ失フ因 ス事」、(二)欠食、 ヲ非常ニ苦痛トスル」という理由 すなわちまず、「軽度 しかも ノ方法ヲ言外シ、 ナル ノ生活様式ヨリ $\widehat{\Xi}$ 処アリ、 ハ更ニ効果大ナリ」と判断され これらの措置につい ノ者」 外出禁止、 機ヲ硯ヒ不言実行 に実行に移された。 実行ニ疎キハ次第ニ威 に対しては、 彼等ヲ内地 は、 から採られ <u>回</u> 「彼等 ては、「妄 食塩注射を実 ハナリ、 式 ス = (「移入」 た措置 正 但為 た キ IJ 座 テ た C ラ

留置 は そ 行するも 者 居 加 筝 此 あ 就 何 ストライ ル 内容 が労ヲ 制裁ヲ以テスヘキテハ カ = は 專 警察署留置、 \neg 制 ヲ g ・ラ警察官 一如 体得 山 嫌悪 裁 や意義が規定されている。 のとされ コ キ Ŕ 何. 部 3 ż 七 ŀ 鉱 屋 シ ル ノ主謀者、 ル = ス た。 者 山 = ム $\widehat{\Xi}$ 依 ル 留置 キ のことー = ル 頼 意味 Ŧ そしてそれ ナリ」とされた。 対 矯 ス タコ シ ス 正 ル 炊事 ナイ」 テ ル Ξ Ŧ 部屋 於テ : 西 ハ ノ ト 実ナク不平 著効ア 成田 $\dot{=}$ 一対スル ぞ 留置 鉱 とされ、 **「**タ シ、 す Ш れ の三つ なわち、 の ル 7 統理)措置 他 不満 . 様 附帯事 最後に 不満 部 警察署留置 テアア Ξ 比 者 の 15 屋 坂容 措 ル タコ 煽 鉄 つ 業 シ 1

動

者等

手交せずし

は テ 裁

部

屋

決 拳 い 置

シ

制

7

貯金とし とえ ずか 貯蓄され、 は 種 次 多く ば 類 であっ に賃金に が 、のば あ て、 M たという事実に注目しなけれ 朝 鉱 鮮 あ 愛国 た Ш 0 が い 人鉱夫に V Ċ 株 貯 経営側 そ みると、 金、 の貯金内容はそれぞれ以下の Η 実際 鉱 の手によっ 「強制貯金」、 業 穴に支払 「移入」 所 12 は わ 朝 れ て強制 「移 鮮 「普通貯 ばならな た賃金はごく 之 人鉱 的 朝 夫 に 金 積 鮮 の 賃 とお 人 立 金 の の た b

ප්

れてい

た

ŋ ć あっ た

を実

は貯蓄債券 Ŧi. 愛国貯金— り控除し、 銭 単身者に在りては一 。 の 「家族採鉱夫に在りては出勤一方に付二 購入に充てしめ、 之を愛国貯金とし、 方に付三十五 右は退職 随時、 事変公債又 銭を賃金中 の場合の外に

とし、 田 強制貯金— を附するも、 を会社に於て預り、 会長の許 毎月十円を本人の賃金中より控除 「右の外各人に三十円 矯風会 可ある場合、 本貯金に対しては (在 日朝鮮人の同 或は本人退職 の 貯 化団 年 蓄 積立 金迄 Ł の 湯合 分 体 を強 の て、 利 西 の 之 成 制

/優遇 者

八

請

と記

引出を禁ず

坑 負 シ

貯金は 的之が、 普 過せる金額 は 一之を払 本、 通貯金— 4人に於て止 (に於て止むを得ざる事)会社に於て之を預り年 実行、 で勧奨し、 に於て、 「貯金額三十 貯蓄は本人の 自発的 岜 (傍点西 (愛国 情、 Ė 貯 分の 金を励 あい |成田 りと認 随 貯 意たる 利 金 子を附 行 を 除 めい せ ė, Š る、 L す。 せ。 可。 を は、 及、 超 随 右 本

取扱規定」 またI 時 鉱 山 によれ (株) ば の ば あ 賃金換算 半 島 金 3 労 務 ij 者 ĮŪ Щ 預 以 金 上 並 Ŧi. = 円 送

出すも

のとす」

金

実上の制限、

以

上に引用したよ

ò

)な強制

貯 金

「自発

的

貯 ï

の

の事 金

促進ニ関スル件」

が次官会議で決定され、

中国

|人の本格

経営側による貯金通帳の保管と貯金引出

原簿上の賃金記載と実際の少額賃金支給と

スベシ」と規定していた。 預金ノ払出願出アリタル場合ハ、 以下支払ヒ、 ノ上……願出人ヨリ受領書ヲ徴シタル上金員ノ交附ヲナ ス」とされ、 「預金者ョリ小 残リ全部ヲ一 時預)使銭、 寮長ハ其 金原簿二記 其 ノ他 ノ理 ノ事 入整 由 由 = 理 7 保管 精査 3

ような方針を採用していた。 前 出のK鉱山では差別意識を露わにしたつぎ

か

以テ、 時ハ、 ヲ 役立ツ事大テアル。 駄使ヒスル故、 額ニスルトキ (朝鮮人の賃金の本国への―西成田) 可トスル」。 出来ルタケ貯金 結構ナリ、 本人ノ素行ヲ善良ナラシメ、 之ヲ使用シタキ欲求カラ引出スコトヲナ 世話所 (事務室)ニ於テ保管スル方法ヲ取 ハ、半島 其最低生活費トシテ二十円位送金 毎月現金ノ所持ハ十円以内ト |セシムルヲ可トスル、斯クス 又通帖ハ各人ノ手ニ持タシム ノ女性ハ生活ルーズ 逃亡ヲ防止 送金ハ ニシ ス ٤ 余リ多 Ź テ無 ル ル ル ヲ 他 ル = ハ ス

> いう諸システム 一の実質的収奪がおこなわれ のもとで、 多くの たのである ば あ 朝鮮 (以上詳しく 人鉱夫の

ij

賃金 は西成田

中国人強制 連行

(一九九七))。

「良好」であれば本格的「移入」に踏みきるというも あったため、 名が「移入」された。 株 湾運送 (株)、三井鉱 であった。「試験的移入」 重だったようで、「試験的移入」を実施し、 定は、「敵国人」を日本へ「移入」することには相当慎 ここに中国人強制連行が始まっ 日「華人労務省内地移入ニ関スル件」 は (荷役運搬労働者)を日本へ「移入」しようとする動 次に中国人強制連行につい 一九四〇年陸軍省を中心にすでに始まっていた。 二瀬鉱業所の三事業所で、 その後こうした動きは中断し、 四四年二月二八日 右の「試験的移入」 山 (株) の対象とされたのは、 てであるが、 田 た。 「華人労務者内地 それぞれ中国 Ш B 鉱 四二年一一月二七 っともこの 業所、 が閣議決定され、 が 中国 その 「良好」 日 人 鉄 伏木港 結 八の苦力 閣議決 0 が

た(林えいだい〔一九九三〕)。

的「移入」 この次官会議決定では、 が開始された。

「華人労務者

ハ元俘虜又ハ帰

人は、

〇九名、 前職は、 とえば、 俘虜・「帰順兵」となった元軍人が少なからずいた。 ŀ 順兵ノ外一般募集ニ依ル組織的募集又ハ特殊募集労務者 スルコト」とされており、「移入」中国人のなかには、 農業二二八名、 多い順に中央軍・八路軍・重慶軍など軍人が八 日鉄鉱業二瀬鉱業所における「移入」中国人の 商人二七名、 その他四二名であ た

Þ 中国人の「募集」をこれらの地域でおこなったのは、 発会社の折半出資で設立された組織であっ 会は北京市にあり、 っ 給与あるいは行政管理をつかさどることにあり、 「移入」中国人にたいする「募集」、 たが、俘虜、「帰順兵」となった元軍人以外の「移入」 に「華北労工協会」という組織であった。華北労工協 移入」中国人の多くは、 監督を受ける財団法人で、 青島、 華北政務委員会 塘沽などに出張所があった。 河北省、 警備、 同委員会と北支那開 (日本の傀儡政権) 山 東省の出身であ 輸送、 た。 業務は、 石門 衛生、 お

間

され、 容所 (かれらはこれを「労工訓練所」と呼んだ) 「就労訓 「練」を強制された。

ぞれの出発港に向った。 だむしろ)を敷いて連行された。米軍機の機銃掃射や潜 を満載した船艙の上にアンペラ(アンペラ草の茎で編ん は、貨物船であり、「移入」中国人は鉄鉱石や石炭など れ先の事業所から派遣された職員に付き添われて、 活とあいまって疲労の極点に達していた。 されたときは、「移入」中国人は長い俘虜収 入」中国人が日本(下関)に上陸するまでに早くて一週 水艦の水射を避けながらの船舶連行であったため、「移 を示せば、つぎのとおりであった(西成田 俘虜収容所に収容され「訓練」を終えた「移入」 遅いときは一ヵ月もかかった。 華北労工協会の職員、 日本への連行に使用された船舶 日本軍の兵隊、それに受入 日本の事業所に連行 いくつかの例 (一九九四))。 容所での生 それ 中国

「長期ニ亘ル収容所生活ノタメ其 メタル処、 、及殆ンド歩行ニ耐ヘズ収容所ヨリ乗船地迄僅カ ョリ病人ノ状況ヲ呈シ居リ、 収容所主任ノ訓示中起立シ居 出 ノ大半 発ノタメ集合セ ラレザル ハ栄養失調

された「移入」中国人は、

これらの出張所にある俘虜収

に収容

当初 業M鉱山)、「華人ノ到着セル時体格検査ニ於テ驚キ 死亡セル 患者ハ八割程度ヲ数ヘ、着山当初ハ栄養失調症ニテ イ方デセウ』ト言ヘリ」(I鉱業B鉱業所)、「移入 ……同行セル北支労工協会特派員ハ余ニ対シテ『此 行殆ンド不可能ナル者数名アリテ担送サレ来リ、 キ、 タルコトハ、痩セ弱々シクテ皆体格非常ニ劣悪ナリ ノ人数ノ中、 、友人ノ肩ニ縋リテ辛ウジテ歩行セル者又数名アリ ラレテ漸ク歩行ヲ続クル者等、 輸送途中汽船中若クハ汽車中発病シ、 ノ栄養失調者ハ全員ノ三割以上ヲ数へ、皮膚疾 Æ ノアリ」(N鉱業F鉱業所) 約四割ガ契約期間後ニ生キ残ッタラ良 多々アリ」(N鉱 来着時歩 或

ノ道程ヲ歩行シ得ズ倒ルル者、

或ハ同僚ニ支

までに 九三五名にのぼったが、 "移入」総数の実に一七・五%におよんだ。 さきにのべた「試験的移入」を含め、 人労務者就労事情調査報告書 「移入」された中国人の数は一六九集団、 死亡者の数は六八三〇名で、 (第二分冊) 一九四五年五月 外務省管理 三万八

%

が

部』(昭和二一年三月)によれば、死亡者の内訳は、「移

局

ろう。 おり、 留中死亡」九名と記している。 月以後死亡」三七一七名 (「事業場内死亡」小計五九九 亡」二四八名 (「途中死亡」小計八一二名)、「事 業場の「報告書」を読むと、事業所到着後ほぼ 務省報告書」が「事業場到着後三ヶ月以内死亡」をすべ 九名)、「送還時事業場出発後乗船前死亡」一〇名、「 着後三ヶ月以内死亡」二二八二名、「事業場到着後三ヶ 入時船中死亡」五六四名、「本邦上陸後事業場到 て死亡したと推定される者はその約三分の一として七六 死亡」のうち、 たてられている。とすれば、「事業場到着後三ヶ月以内 休養期間、 点である。しかし、「移入」中国人を使役した一三五 て死亡原因は「供出側ニアリト推定セラル」としている 名、「途中死亡」と合わせて一五七三名 「供出側」の原因による死亡、 が事業場側の強制労働による死亡と考えてよいであ 約五週間後には「移入」中国人は強制労働に駆 その後約一ヵ月が就労予備訓練期間とされ 収容所生活など「供出側」 重要なことは、この「外 五二五七名(七七・〇 の 事情 一週間 **对着前** 業場到 によ 残 h 7 が 死

そこで、「移入」中国人が投入された産業をみると、

特徴である。

多 二·〇%)、 い 順 に鉱 (山業一五社四 土木建築業一五社六三事業場一万五二五 七事業場一万六三六八

名

一四

(A)

舎

の構造と設備

が華労に対し

して贅沢

過ぎる。

理 宿

由

粗末な穴倉式仮小屋式が華労の性格に適

(174)

(E) - % 名 比較すると、 (三九・二%)、 である。「移入」 七%)、 土木建築業のウェイト 港湾荷役業一社二一事業場六○九 造船業 74 朝鮮人が投入された産業と 社 四 事 が非常に高いことが 業場一二一五 名 九

足していた事情 注目すべきは、 用しながらも、 に 玉 たため、 厳しかった。 人は「敵国人」であったため、 移入」中国人にたいする労務管理は、 食糧およびその他の生活必需品が決定的に不 基本は軍事抑圧型であった。 b 中国人の本格的 しかし、「移入」朝鮮人と比較して あると思われるが、「移入」 「移入」 警察による管理 が戦争末期 「自治制」を採 しかも、 中 立がとく 国 特に で 中

(E) (D) (C) (B) 華労 理由 する。 理 理 理 下級な生活をとって居る。 食糧の給与が贅沢過ぎる、 蒲団の支給量が多すぎる。 日常生活は放任過ぎた。 も多すぎた 人外出は厳禁 由 由 由 の言ふ事を正直 西 [成田)。 華人 自由外出は婦人に極 華人の労働者は麦粉は主食でな 華人の労働者は露天生活する者が の (政府の規定では一人ひと月三○キ 、せよ。 性格から裏を考へなけれ に受入れすぎる。 現給(二二キロ)で めて危険である、 ば謀略 多

より

個

(F) 二明 乗る。 由 の 指 導員 華人は弱 が 程度以 しょ で呉れば甘えて来る、 上に甘 Þ か 過ぎる。

部特高課長、

警察署長など二○数名がH鉱山に来山

四四

四年七月一三日、

内務省・

厚生省の官

僚

県警察

実際、

のうちの一人は具体的につぎのような指

宗を

H

鉱

山

あたえた。

少し長くなるが重要なので引用

しておきたい

けめて指導せよ。

〔秋田県警察部長〔一九四四〕)。

徹底して奴隷化する思想が現われたことである。

精算書ヲ交付シ誤算ノ有無ヲ確メ、

概ネ翌月五日

(G) とせよ 作業能率は低い、 現在の三倍を華人能率 'n 基準

策が秘 る。」 を取 たタオ 労よりも食糧が不足である 瑘 由 れ ル 北 められ、 の水が 海道 華人の性格には表裏ありて裏に陰謀術 イ ١ 一滴もなくなるまでしぼる方針 日本人に想像出来難い点があ ム カ鉱 屲 が の華労は日鉱 能 率が 良 V 山 濡 れ

の華 ない、 つめれば、 中国人にたいする方針の方が強靱であった。 支給にたいする制限性、 たいする賃金「支給」と共通するものがあったが、 たと言わねばならない。この点では、「移入」 れないかぎり、「移入」中国人の労働は無償労働であ とする各種の貯金に移し変えられるだけであ 賃金はすべて帳簿上の計算で、 日本「帝国臣民」として同化の対象とされ 拘束性という点では、「移入」 郵便貯金をはじめ それは煎じ á 朝鮮人に 解放 現金

との差異にもとづくものであった。 朝鮮人と、「敵国人」として異化の対象とされた中国

でも 岚 両者にこうした違いはあるものの、 なかった。 中国 **|人強制** 連行は 「戦時奴隷制」 総じて言えば、 以外 のなにも 朝 0

鮮

化思想に、 中 歯 人にたいする民族的差別 説明する必要は ないであろう。 偏見に満ちたこの奴隷

業場をのぞいて、 る。 こうした奴隷化方針は賃金の 「給与制度ハ日給ニシテ、 一三五事業場の ほとんどつぎのように記されて 「報告書」 月末締切精算 を読むと、 面 についても貫 ごく ジ上、 か 部 れ 各自 での事 る。 て いっ

> 結 7 歴史認識の方法

あっ 現代日本経済はそうした 済が以上のべ 済 冒頭 ぁ たこと、 「源流」 にのべ とか たような た問 社会的には 題にもどれ 「体制」 「戦時奴隷 「戦時奴隷制」、 「奴隷」 を見い出す歴史観 ば 制 包摂社会であっ 戦 時 を内 経 済 「奴隷」 に現代 包した経済 は 包摂社 戦時 たこと 日 本 で 経

405

貯金ニ積立ル」と記されているのである。

なんのことは

あとすぐに「給与支払方法」として「月払トシ概ネ郵便

では本当に賃金が支給されている

ŏ

かと言えば、

その

頃支給ス」

に見い出すことができるならば、

それはそれ

とし 経済

て の

ザ な がでは

ッ か

ij

ッ

۲

に

(事実に即して) 指摘すればよいこと

そのことと戦時経済の構造的特質規定とは

駒

ない。

現代日本経済のいくつかの側

面 田が戦時

(3)

後

進性、

労働集約的産業の比重の高さという構造的特質

兵力動員によって制約されるという、

日本経済の技術

的 が

戦時奴隷制」は、

戦時経済の根幹をなす労働力

動

員

ことを無視している点で到底首肯することはできな

숲

の否定

(日本が支配した民族の解放)

によって創出されたものであり、

たんなる戦時経済

の

(2)

(1)秋田県警察部長藍谷隆雄 会委嘱ノ件』一九四四年 『移入華人労務者勤労指導委員 (IPS文書)

済新聞社、 岡崎哲二・奥野正寛『日本経済システムの源流』 一九九三年 日 |本経

- 九一年、 国人強制連行関係史料集』 **K鉱山『半島労務員統理綱要』** 所収) Щ 2 (林えい 下 ・だい 明石書店、 編 『戦時 一九
- (5)(4)一九九五年 西成田豊「労働力動員と労働改革」 田中宏・松沢哲成編 『中国人強制連行資料』 (大石嘉 現代書 郎編 館
- 本帝国主義史3』東京大学出版会、 『在日朝鮮人の 「世界」と「帝国」 九九四年、 国家』 所収) 東京 日日
- 五年 野口悠紀雄『一九四〇年体制』東洋経済新報社、 大学出 版会、 一九九七年 一九九

(7)

林えいだい『外国人強制連行関係史料集』 石書店、 一九九三年 IŲ F 巻 明

の

(8)

創刊号、 原 朗 「戦後五〇年と日本経済」 一九九五年) (『年報 Ħ 本現代史』

(9)

橋大学教授

ŋ. る 時代貫通的な「日本的なるもの」の検出で終ることにな 陥を有していると言わねばならない。「原型」 造なり歴史的個性を無視しているという点で、 ぼることができるのであり、 つ であろう。 (私は「日本文化」論自体はまったく否定しないが)、 ていえば、 L 事象によってはいくらでも過去をさか かしそれは、 その行きつく先は、 「日本文化」 論の課題 の探求に 重 結局 天 な欠

過程としてとらえる歴史認識の方法は、

各時代固

有 の の

の

が成長

(6)

型を過去にさかのぼって探求し、歴史をその原型

関係である。 であって、

表現を変えていえば、

現在に在るも

の

原